

鹿児島市クリエイターズデータベース運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「鹿児島市クリエイターズデータベース」(以下「本データベース」という。)の運用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(本データベース運用の目的)

第2条 本データベースは、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業振興の取組の一環として、市内クリエイターの取組内容を広く周知するとともに、市内クリエイターと市内外の企業とのマッチング機会を創出することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリエイティブ産業 デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ(メディアが記録・伝送し、人間が鑑賞するひとまとまりの情報)など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業をいう。
- (2) クリエイター等 業としてクリエイティブ産業に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) プロデューサー 映像・音楽・広告作品などの制作活動の予算調達や管理、制作全般を統括する者で、制作物の商業的な成否について責任を持つ者をいう。
- (4) ディレクター 制作物の作品としての質に責任を持つ者で、企画・立案・制作に関与して業務全般をつかさどる者をいう。

(登録要件)

第4条 本データベースへの登録対象者については、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鹿児島市内に在住する個人事業主、又は鹿児島市内に本店を有する法人であること。
 - (2) 別表に規定する対象業種に該当する事業を行っている者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は登録対象者としない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。)
 - (3) 暴力団及び暴力団員
 - (4) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人等
- (9) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- (10) 申込書の記載内容に虚偽の情報があつた者
- (11) 政治活動若しくは宗教活動に関わる者、又は特定の政治団体若しくは宗教団体が実質的に運営している法人等であると認められる者
- (12) 法令に違反する行為を行った者、又はそのおそれがある者
- (13) 公序良俗に反する活動行った者、又はそのおそれがある者
- (14) 社会的信用を著しく失墜していると認められる者
- (15) その他、社会問題を起こしている者であるなど、本データベースの円滑な運用上、登録が不相当と認められる者

(登録の申込)

第5条 本データベースに登録を希望するクリエイター等は、「鹿児島市クリエイターズデータベース登録申込書」(様式第1)を市長へ提出するものとする。

2 登録にあたり、鹿児島市は必要に応じ企業等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第6条 登録内容に変更が生じた場合は、新たに様式第1を市長へ提出し、登録情報の変更を行うことができる。

(登録の削除)

第7条 本データベースの登録削除を希望する場合、「鹿児島市クリエイターズデータベース登録削除届」(様式第2)を市長へ提出するものとする。

(登録の取消)

第8条 本データベースの登録者が、次の各号いずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に規定する登録要件を満たさなくなったとき、又は同条第2項各号に該当することとなったとき。
- (2) 活動を停止していることが判明したとき、又は連絡が取れない状態が継続したとき。

(免責)

第9条 登録者と本データベース利用者との間における、連絡及び契約等の問題が発生した場合、鹿児島市は責任を負わないとともに、そのことにより生じた損害について、一切の賠償をしない。また、登録者又は利用者が第三者に与えた損害について、鹿児島市は一切の責任を負わないものとする。

(本制度の所管)

第10条 本制度に関する事務は鹿児島市産業局産業振興部産業創出課が所管する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本データベースに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前日に、鹿児島市がホームページに掲載した様式により作成された書類は、本要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第4条関係）

区分	対象業種	具体的な事業例
クリエイティブ関連事業	情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
	映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等
	デザイン	グラフィック、WEBデザイン、建築・設計、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
	芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等
	プロデューサー又はディレクター業	本人は創作活動を行わないが、クリエイターとともにビジネスを行う者

様式第1 (第5条関係)

鹿児島市クリエイターズデータベース 登録申込書

令和 年 月 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市クリエイターズデータベースへの登録を申し込みます。
なお、鹿児島市クリエイターズデータベース運用要領第4条第1項に定められた登録要件を満たしていること、同条第2項各号に該当しないこと、及び本申込書の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。

【申込者】

①	申込者名	屋号又は法人名				
		氏名 (法人は代表者氏名)	(フリガナ)			
②	所在地 (個人事業主は住所、法人は本店)	鹿児島市				
③	担当者及び連絡先	担当者氏名 (申込者と同じ場合は ✓、記載不要)	<input type="checkbox"/>	(フリガナ)		
		電話番号				
		FAX番号				
		Eメールアドレス				

【データベース掲載情報】

④	クリエイター名							
⑤	連絡先	掲載を希望しない場合はチェック	データベースに掲載する連絡先					
	住所	<input type="checkbox"/>						
	電話番号	<input type="checkbox"/>						
	FAX番号	<input type="checkbox"/>						
	Eメールアドレス	<input type="checkbox"/>						
⑥	業種(選択)							
⑦	創業年月日				年		月	
⑧	ホームページやSNSのURL	【HP】						
		【SNS】						
⑨	主な業務内容							

【その他確認事項】 ※以下の記載事項は公表しません

⑩	ビジネスマッチングの希望について (いずれかを選択)	
⑪	⑩で「希望する」を選択した場合、マッチングを希望する業種 (例)印刷業、WEB制作、映像制作、建築・建設関係、食品製造業、イベント開催業等	
⑫	備考	
⑬	鹿児島市クリエイターズデータベース運用要領の内容を確認し、了承しました。	<input type="checkbox"/>
提出先 お問い合わせ先	鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課	
	電話番号：099-216-1319	F A X：099-216-1303
	メールアドレス： san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp	

様式第2（第7条関係）

年 月 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市クリエイターズデータベース 登録削除届

都合により、鹿児島市クリエイターズデータベースの登録情報の削除をお願いします。

①	申込者名		
②	登録年度	年度	
③	担当者の連絡先 (代表者と同じ場合、 氏名は記載不要)	氏名	
		電話	
		Eメール	
④	登録削除する理由		
提出先 お問い合わせ先		鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課	
		電話番号 099-216-1319	FAX 099-216-1303
		メールアドレス： san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp	